

岩手県産木材を活用したパーテーション製作業務 実施要領

1 業務概要

- (1) **業務名称**
岩手県産木材を活用したパーテーション製作業務
- (2) **業務目的**
岩手県産木材を活用したパーテーションを製作し、県産木材利用の促進を図ること。
- (3) **業務内容**
上記目的を達成するため、以下の業務に関する一連の業務
ア 岩手県産木材を活用したパーテーションの企画デザイン、製作、設置
イ その他、岩手県産木材の利用促進に関する提案（任意）
- (4) **設置場所**
岩手県庁3階 秘書課内待合スペース（盛岡市内丸10番1号）
- (5) **事業主体**
岩手県（担当課：政策企画部秘書課）
- (6) **委託期間**
契約締結の日から令和3年12月17日（金）まで

2 委託料上限額

495,000円以内（税込み）

3 契約方法

- (1) **契約方法**
企画競争による随意契約
- (2) **契約根拠**
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さない契約）
- (3) **随意契約理由**
本事業の実施に当たり、事業効果を十分に確保するためには、予算の範囲内で県産木材を活用することに加え、県内外からの来客が訪れる待合スペースという特性上、よりデザイン性の高い製品を提案する業者を選定し、契約することが適当と認められるため。

4 募集概要等

- (1) **募集方法**
資料2「企画コンペ実施要領」のとおり
- (2) **募集期間**
令和3年7月12日（月）から令和3年8月4日（水）午後5時まで
- (3) **審査・選考**
別途設置する「企画提案選考委員会」において、別途定める審査要領に基づき審査、選考する。
- (4) **結果通知方法**
応募者あて通知するとともに、県ホームページで公表する。